

<p>3 2の施設を整備し、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供すること又は研究の成果を国に報告することを条件とする。</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p>	<p>3 2の施設を整備し、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供すること又は研究の成果を国に報告することを条件とする。</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p>
---	---

附則

この省令は、平成三十一年一月十七日から施行する。

○総務省令第二号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八條第二項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十七日

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条の三 機構の行う業務（機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施田滑化法（平成二年法律第三十五号）以下「通信・放送開発法」という。）第六條第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）（以下「特定業務」という。）を除く。）に係る通則法第二十八條第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇十二 略」</p> <p>十三 機構法第十四条第一項第十三号に掲げる出資並びに人的及び技術的援助に関する事項</p> <p>十四 機構法第十四条第一項第十四号に掲げる附帯する業務に関する事項</p> <p>十五〇二十一 略」</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条の三 [同上]</p> <p>「一〇十二 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>十三 機構法第十四条第一項第十三号に掲げる附帯する業務に関する事項</p> <p>十四〇二十一 [同上]</p>

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第一号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十七日

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

法務大臣 山下 貴司

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節</p>	<p>第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節</p>

の規定による許可又は法第五十条第一項若しくは第六十一条の二第二項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあつては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからハまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

項目	基準	点数
特別加算	イ 契約機関が中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であつて、かつ、イノベーションの創出（科学技術・イノベーション）創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること。	二十
[略]	[略]	[略]

の規定による許可又は法第五十条第一項若しくは第六十一条の二第二項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあつては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからハまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

項目	基準	点数
特別加算	イ 契約機関が中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であつて、かつ、イノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等に関する研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること。	二十
[略]	[略]	[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行の日から施行する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

○財務省省令第一号
農林水産省省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第八条第三項、第二十八条第二項及び第三十五条の五第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十七日

財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 吉川 貴盛

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令（平成十五年農財林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「研究機構法」という。）第</p>	<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「研究機構法」という。）第</p>

（業務方法書の記載事項）

第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「研究機構法」という。）第